

群馬県文化財保護条例施行規則第31条の規定による指定等の基準（新たに規定する登録基準）

○群馬県登録有形文化財の登録基準

1 建造物以外の有形文化財

建築物以外の有形文化財のうち、原則として制作後五十年を経過したものであって歴史的若しくは系統的にまとまって伝存したもの又は系統的若しくは網羅的に収集されたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 群馬県の文化的意義を有するもの
- (2) 学術的価値を有するもの
- (3) 群馬県の歴史上の意義を有するもの

2 有形文化財（建造物）

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、原則として建設後五十年を経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 群馬県の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

○群馬県登録無形文化財の登録基準

1 芸能関係

保存及び活用のための措置が特に必要な演劇、音楽、舞踊その他の芸能のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 芸術上の価値の高いもの
- (2) 群馬県の芸能史上の意義を有するもの
- (3) 群馬県の芸能の成立又は変遷の過程を示すもの

2 工芸技術関係

保存及び活用のための措置が特に必要な陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 芸術上の価値の高いもの
- (2) 群馬県の工芸史上の意義を有するもの
- (3) 群馬県の工芸技術の成立又は変遷の過程を示すもの

3 生活文化関係

保存及び活用のための措置が特に必要な生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 芸術上の価値の高いもの
- (2) 群馬県の生活文化に係る歴史上の意義を有するもの
- (3) 群馬県の生活文化の成立又は変遷の過程を示すもの

○群馬県登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

1 芸能関係

(1) 保持者

登録無形文化財に登録される芸能（以下単に「芸能」という。）を体得し、かつ、これに精通している者

(2) 保持団体

芸能を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体

2 工芸技術関係

(1) 保持者

登録無形文化財に登録される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を体得し、かつ、これに精通している者

(2) 保持団体

工芸技術を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体

3 生活文化関係

(1) 保持者

登録無形文化財に登録される生活文化を体得し、かつ、これに精通している者

(2) 保持団体

登録無形文化財に登録される生活文化を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体

○群馬県登録有形民俗文化財の登録基準

有形の民俗文化財うち、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 形態、製作技法、用法等において群馬県的生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 有形の民俗文化財の収集であって、その目的、内容等が歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、技術的特色、生活様式の特色又は職能の様相を示すもの
- (3) 群馬県以外の人々に係る有形の民俗文化財又はその収集であって、群馬県的生活文化との関連を示すもののうち重要なもの

○群馬県登録無形民俗文化財の登録基準

保存及び活用の措置が特に必要な風俗慣習、民俗芸能又は民俗技術のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 群馬県の基盤的な生活文化の特色を有するもの
- (2) 発生若しくは成立又は変遷の過程を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの
- (4) 時代の特徴をよく伝えているもの

○群馬県登録記念物の登録基準

1 遺跡関係

政治、経済、文化、社会に関する遺跡その他の遺跡のうち、原則として近代までのものであり、かつ、次の各号いずれかに該当するもの

- (1) 群馬県の歴史を理解する上で重要なもの
- (2) 群馬県の歴史の特徴を表しているもの
- (3) 群馬県の歴史上の人物等に関するもの

2 名勝地関係

公園、庭園その他の名勝地のうち、原則として人文的なものにあつては造成後 50 年を経過したもの又は自然的なものにあつては広く知られたものであり、かつ、次の各号いずれかに該当するもの

- (1) 群馬県の造園文化の発展に寄与しているもの
- (2) 時代を特徴づける造形をよく遺しているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

3 動物、植物及び地質鉱物関係

動物、植物及び地質鉱物のうち、群馬県の成り立ち、自然の特徴又は人と自然の関わりを知る上で重要なものであり、かつ、次の各号いずれかに該当するもの

- (1) 群馬県において作り出された飼養動物及び飼育地
- (2) 群馬県において作り出された栽培植物及び生育地
- (3) 動物、植物並びに岩石、鉱物及び化石の標本
- (4) 前三号に掲げるもの以外の群馬県独特の自然物又は自然現象